

力義務規定が設けられており（財形法第7条）、事業主がこの申出を受けることが要請されている。また、事業主が給付金を拠出し（財形法第6条の2）、又は基金に拠出すること（財形法第6条の3）によって勤労者の自主的努力に対して援助をすることができるわけであるが、国もこの勤労者の貯蓄と事業主の援助に対して税制上の優遇措置を講ずることにより援助を行う（財形法第8条）。

また、この制度では、独立行政法人雇用・能力開発機構から資金の貸付を受けようとする事業主等は、住宅の分譲又は転貸に当たって勤労者の負担を軽減する措置を講ずることにより、従業員の持家取得に協力することとしている（財形法第9条第2項）。

国は、勤労者の負担を軽減するため、低利で長期の資金を貸し付けることとし、この貸付けの原資は金融機関から調達することとしており、一定の条件の下で利子補給措置を講じている（財形令第37条）。

以上のように、勤労者の自主的な財産形成の努力に対して、事業主が協力し、さらに国がこれに対して援助を加える三者協力の原則がこの制度の一つの特色となっている。

3 勤労者への貯蓄還元の原則

財形貯蓄制度はそれ自体財産形成促進制度として完結した制度である。金銭の預入等に対して利子等が付せられており、また財形給付金や財形基金の拠出金が付加されるなど、それで財産づくりとしての目的は達成されている。しかし、他方において、勤労者は財産づくりのためにまとまった資金を必要としている。したがって、勤労者が金融機関等に蓄積した資金がさらに勤労者の財産形成に役立つような方法で運用できればより効果的である。このような観点から融資制度が考えられている。

その還元は、財形貯蓄契約等を締結した金融機関から独立行政法人雇用・能力開発機構等が原則として債券発行又は借入金によって財形貯蓄等残高の3分の1を限度として調達し（財形令第42条）これを勤労者に転貸する事業主等に貸付けることにより行われる。この際この貸付を受けることができる事業主は、財形貯蓄等について賃金からの控除及び金融機関等への払込事務を行っている者に限られる。また、この資金